

第六回 参議院地方行政委員会會議録第六号

昭和二十四年十一月二十二日(火曜日)
午後三時三十分開会

委員の異動

本日委員小川久義君辭任につき、その補欠として濱田寅藏君を議長において指名した。

本日の會議に付した事件

○地方行政調査委員會設置法案(内閣送付)

○委員長(岡本愛祐君) これより地方行政調査委員會を開会いたします。今日の議題は、先ず昨日に引き続きまして地方行政調査委員會設置法案の予備審査を行ないます。昨日地方自治庁側との質疑応答によりまして大きく問題となりました点、それを法務府の法制意見第二局の方に説明を求めたいと思ひます。

第一点は、第三條、この會議が調査立案したその結果を内閣及び内閣を経由して国会に勧告するという規定があります。この勧告というものは、法律上どういふ意味、内容を持ち、それから内閣を経由して国会に勧告するという、經由という法律上の意味はどうであるか、それを先ず伺いたい。

○政府委員(林修三君) お答えいたします。第一の、この地方行政調査委員會會議法第三條に、内閣及び内閣を経由して国会に勧告するという、この勧告というの意味でございますが、これはただその行政調査委員會で討議の結果決まる、こういうものを、その結果を出すということでありまして、それに

よつて法律的に、法律上拘束力を国会に与えるものではないということと存じます。何らそこに法律上の拘束力を国会に及ぼさないといふ私共解しております。それから内閣を経由して国会に提出するといふその意味は、會議から内閣に出しまして、内閣を通じて国会に出します際には、内閣を通じて内閣から国会に出す。つまり直接にこの委員會會議が国会に提出するものではありませんで、内閣を通じて出す。こういう單なる意味に解釈してあります。

○委員長(岡本愛祐君) 尙お尋ねしますが、その内閣を通じて勧告するといふと、會議の議長の名前でもつて国会に、直接と申しますか、經由して勧告するの、勿論總理大臣から勧告するのじやないと思ひますが、その点はどうですか。又そういうことが總理府の機關というやうなものから、一体國會に対して出すのが適當であるか、この点を伺いたい。

○政府委員(林修三君) これは實際の實務といたしまして、いろいろ考えられるのでございしますが、私共として考へておりますことは、議長の名前で内閣に勧告する。それをこの委員會會議からこういふ勧告が出たといふ添書を附けて總理大臣が國會に提出するのではないかと思ひます。

あとの御議論の、總理府の一つの機關が、内閣にでなくして、直接に國會に出すのはどうかといふやうなお話でございますが、これはいろいろお考えもあるとは存するのですが、何分この委員會會議で決めますことは、内閣

所管の行政事務の範圍だけでなく、内閣及び中央と地方を通します國政の配分計画をこの委員會會議でやることになつております。そういう意味から申しまして、この委員會會議で結論的に達しましたことについては、國會における御審議の參考にもなるというわけで、國會にもその結果をお出しする、こういう意味であらうと存じます。

○委員長(岡本愛祐君) 勧告といふことは、まだ曖昧なんです、ただ法律上の拘束力を与えない勧告といふと、法律語自身には二つの意義はないであらうと思ふのでありますが、國會に対する勧告と、それから内閣に対する勧告と、それは第四條の條文があることによつて、内閣に対する勧告は、會議の勧告を尊重しなければならぬと第四條にあるのですから、その違ひであつて、勧告自身には違ひはないです。

○政府委員(林修三君) 今おつしやいました通りに、勧告はつまり勧告でございまして、勧告といふ今までの言葉づかいから申しますと、これを受ける方の相手方には、それを必ず受入れるとかといふやうな、法律的義務を生ぜしめるものではないと存じております。ただこの四條におきまして、内閣の方においてはこれを尊重しなければならぬといふことを書いております。それから申しまして、内閣に対する勧告は、この四條の規定によりまして、多少違つた意味が出て来る、國會に対する勧告とは違つた意味が出て来る、かように考えます。

○委員長(岡本愛祐君) この四條の規定によりまして、内閣は、法律上の拘束力は及ぼさないけれども、道義上のいいますか、その尊重しなければならぬといふそれは、法律上の拘束でなくして道義上の拘束であるかどうか、それを伺ひます。

○政府委員(林修三君) 勧告自体から申しますと、勿論先程も申しましたように、法律上の拘束ではないと思ふのでありますが、ただこの法律に勧告と書かれますと、法律の規定に基いてその当該機關が勧告を出すわけでありまして、その意味におきまして、何も法律上の規定のないただの文書を出したのと違ふ多少の重みは勧告といふ意味にはあらうと思ひますが、それ以上に四條におきましては、内閣の方では尙法文に尊重しなければならぬといふことがあります以上、これは勿論道義的の拘束ではありますけれども、その点更に重みのついた道義上の拘束が加わる、かように考えております。

○西郷吉之助君 今の林局長の御説明を聞いておりますと、この第三條の内閣及び内閣を経由して國會に勧告するといふのと、第四條には、内閣は會議の勧告を尊重しなければならぬといふ文字があるから、三條の勧告の意味が重みが違つて来る。四條の方に、尊重しなければならぬといふことになる、その勧告といふ意味は、道義上の責任があるといふやうな御答弁であつたのでありますが、そうすると勧告といふことは、それに附随して来る言葉如何によつてはウエイトが違つて来る

わけですね。
○政府委員(林修三君) 勧告そのものとしたしましては、飽くまで当該機關の考え方を一応報告なら報告として出す、そこにこうしたらどうかといふ意味のことを出すだけであつまして、相手方に対する關係は、勧告といふ言葉自体では同じであらうと思ひますが、それに附随した四條の規定によりまして、相手方の受ける立場の何と申しますか、受ける受け方に、そこに強さ弱さが出て来るのではないか、かように考えます。

○西郷吉之助君 そうすると第三條の、國會に勧告するといふ勧告は、受けた方の國會は、今の林局長の御説明だと弱意味の道義的責任を生ずるわけですか。
○政府委員(林修三君) 道義的責任と申しますのがいいか悪いが、言葉にはニュアンスが問題になるかと思ふのでありますが、何にも法文になくて或る機關が報告書を國會に出すといふのは違ひまして、この法律の規定に基きまして、委員會會議は内閣を経由して國會に勧告するわけでありまして、その意味において、法律の規定に従つて出たといふだけの重みはありますが、それが法律上或いは道義上もこれを尊重しなければならぬといふ程の意味はないと思ひますが、法律の規定によつて出たといふだけの重みはあると思ひます。

○西郷吉之助君 更にその点、林局長に非常にしつこいのですが、この法案につきましてのみならず、勧告という

文字がしばしば最近に使われまして、そのとりよう如何によつては、重大なる作用を来すのでお伺いするわけですが、特においでを願つて質問する意味は、実は先般来、この法案の審議に際して国会に勧告するという文字にたまにたま出つておるのですが、明確を欠いておるわけですね。それでその点は非常に国会としては重要な結果になるものでありますから、我々としても非常に慎重に考えまして法務府を煩したわけなんです。今の林局長の御説明も、どうも私個人としてはびんと来ない点があるので、何か林さんの御意見によると、勧告する、又ここに勧告を尊重しなければならぬという文字が加わると、それによつて受ける側は、何らかの責任を生ずるような御説明なんです、どうでしょう。

○政府委員(林修三君) 責任と申しますと、法律上の責任というものは勿論ないと思つてございまして、これをとらぬというところは、仮に第四條の規定がありましても、内閣としては勿論法律的には、純粹に法律的にはとらぬことも自由であらうと思ひます。ただここに尊重しなければならぬという規定がございまして、道義的、政治的の義務は相当尊重されたものになるんじゃないかと思つてございまして、国会に關する限りにおきましては、そういう規定もございまして、先程申しましたように、言葉のニュアンスになるのでございますが、道義的責任があると申しては少し強過ぎると思つたのでありますが、法律の規定に従つた勧告が出たというだけの、そういう

何と申しますか、勧告が單なる文書ではない、ともかく法律の規定に従つて委員会が出したものであるというだけの重さがあるというのを申ししたのであります。

○西郷吉之助君 更に重ねてもう一度伺つて置きたいのですが、具体的に、国会が勧告を受けた後、拒否した場合はどうですか、そうするとやはり林さんの御説明だと、そういうふうな法律に基いて、拒否したという事になりますと、そこに立法の最高機関である国会が、法律に基いた勧告を拒否したという事の責任を生ずるわけですか。

○政府委員(林修三君) そういうことではないと思つております。

○西郷吉之助君 全然ありませんか。

○政府委員(林修三君) はい。

○西郷吉之助君 然らばその重みという言葉を、受ける方であるつまり国会が重みを感じる、こういう意味なんですか。或いは出した方が重みを持たして勧告するという意味になるのですか。

○政府委員(林修三君) 何と申しますか、それは重みを感じる感じはないは国会のお考えになるところだと思つてあります。法律の規定に従う手続を踏まれたものであるという客観的の感じを私は申上げたのであります。

○島村軍次君 この辺で一応打ち切りますが、仮に提出とか申達とか或いは昨日はおいてならなかつたのですが、吉川委員の言葉に従えば、宣告とかいう言葉も出たのであります、そういう言葉を御使つかうとすれば、法律上どう區別をすべきなのか、提出、申達、宣告というふうな場合。

○政府委員(林修三君) 宣告という言葉は、実は最近の法律では余り使つた例がないのでございまして、過去においてはいろいろあつたかも知れませんけれども、私共といたしましては、最近法文はなるべく平易に一般の人に分かり易くする意味におきまして、大体平常使われる言葉を使いたいという考から使つておるのであります、そういう意味におきまして、最近宣告という言葉は余り使つた例はないと存じます。それから申達という言葉も勿論昔はあつたわけでありまして、これも多少古くさい臭いがいたしますので、最近

○政府委員(林修三君) 宣告という言葉は、実は最近の法律では余り使つた例がないのでございまして、過去においてはいろいろあつたかも知れませんけれども、私共といたしましては、最近法文はなるべく平易に一般の人に分かり易くする意味におきまして、大体平常使われる言葉を使いたいという考から使つておるのであります、そういう意味におきまして、最近宣告という言葉は余り使つた例はないと存じます。それから申達という言葉も勿論昔はあつたわけでありまして、これも多少古くさい臭いがいたしますので、最近

○政府委員(林修三君) 宣告という言葉は、実は最近の法律では余り使つた例がないのでございまして、過去においてはいろいろあつたかも知れませんけれども、私共といたしましては、最近法文はなるべく平易に一般の人に分かり易くする意味におきまして、大体平常使われる言葉を使いたいという考から使つておるのであります、そういう意味におきまして、最近宣告という言葉は余り使つた例はないと存じます。それから申達という言葉も勿論昔はあつたわけでありまして、これも多少古くさい臭いがいたしますので、最近

○政府委員(林修三君) 宣告という言葉は、実は最近の法律では余り使つた例がないのでございまして、過去においてはいろいろあつたかも知れませんけれども、私共といたしましては、最近法文はなるべく平易に一般の人に分かり易くする意味におきまして、大体平常使われる言葉を使いたいという考から使つておるのであります、そういう意味におきまして、最近宣告という言葉は余り使つた例はないと存じます。それから申達という言葉も勿論昔はあつたわけでありまして、これも多少古くさい臭いがいたしますので、最近

○政府委員(林修三君) 宣告という言葉は、実は最近の法律では余り使つた例がないのでございまして、過去においてはいろいろあつたかも知れませんけれども、私共といたしましては、最近法文はなるべく平易に一般の人に分かり易くする意味におきまして、大体平常使われる言葉を使いたいという考から使つておるのであります、そういう意味におきまして、最近宣告という言葉は余り使つた例はないと存じます。それから申達という言葉も勿論昔はあつたわけでありまして、これも多少古くさい臭いがいたしますので、最近

○政府委員(林修三君) 内閣といたしましては、そこで考え方だと思ひますが、どの程度までは尊重したことになるかというところが問題になると思つてあります。

○西郷吉之助君 そうすると今の御説明では、幾分は取入れたが、全部は尊重しないという場合には、やはり總括的に法律違反だと言つて差支えないわけですね。

○政府委員(林修三君) そこはその内閣の出した法律案の内容如何によつて決まることだと思つてあります、これはおの／＼人に見るところによつて、全体的なものについて尊重したか尊重しなかつたかというところは、なかなか人の主観によつてもむずかしい問題であります、まあ全然違ふものといふようなことになりまして、多少そこは法の文として違つた結果になるのではないかと思つております。

○委員(岡本愛祐君) 只今の御質問で大体明らかになつて来ましたが、その四條の關係を眺めてみて、国会に對しても、内閣に對すると同じような勧告という字を用いておる。而も内閣に對する勧告は、第四條によつて、尊重しなければならぬという、法律効果と言ひますか、そういうものを伏せておいて、国会の方は、同じ勧告の字を使いながら、そういう法律効果を伏せていない、こういうことになりまして、どうもこの勧告と、第三條に、国会と内閣と區別せずして同じ字句を使つておることに欠陥があるのではないかと、我々には気が付いたのです。それで今西郷君や島村君の御質問の趣旨を總括しますと、この三條は、その結果を内閣に勧告し並びに内閣を経由して国会に提出すると、こゝあるのが正しいのじゃないかと、こゝういふふうにまあ考えられるのです、その点林局長如何ですか。

○政府委員(林修三君) 過去の法文におきましては、例えば社会保障制度審議会法案には、そういうふうに使ひ分けて書いたものもございました。正確に言いますと今委員長のおつしやつたようなことでも勿論いんじやないかと思つてございまして。

○委員長(岡本愛祐君) それでは勧告問題は、これで皆さんよろしゅうございませぬ。

これはこのくらいにしておきまして、次に、法制意見局に伺ひたいの

題でありまして、まあ全然違ふものといふようなことになりまして、多少そこは法の文として違つた結果になるのではないかと思つております。

は、第七條の規定です。これに問題が二つあるのです。その一つは、「會議は、委員四人以上が出席しなければ、開くことができない。この委員は五人が構成員であり、その中の一人が休んだときは、あと残りで開けるけれども、二人休んだときはもう開けない、こういうことになります。そこでこの七條には、外の會議なんかの例と違つて、議長は委員の中から互選することになつておる。そうすると平委員が一人欠席しまして、議長たる委員と残り三人が出席すれば會議が開ける。その場合に議長を除いてあとの委員の意見が二対一になつた。それで議長は委員として一票を一方に加えて二対二になつた。そうすると今度は可決可否同数になりますから、議長になり委員長が決する。結局議長が二票持つようなことになつて来る。こういうような例は外の會議とか委員会なんかでもないわけではないのですが、そういうことは非常に人数が多いときの規定であつて、こういう五人とか何とかいうような少数な委員のときに、その二票を行使させることは余り適當じやないように思ふという考え方が一つ、もう一つは、四人以上出席しなければ開くことができないような會議でありま

す。而もその委員は内閣総理大臣が兩院の同意を経て任命するのでありますから、若し欠員が一人できた。死亡によつて一人できた、又何か余儀ない事情で一人やめた。それからもう一人は病気で出られないというようなときには、この會議は開くことができない。それで国会閉会中も委員の任命ができる方法を開いて置く必要があるのではないか。現に外の會議の規定で

は、国会閉会中は、總理大臣が任命し、あとで国会の承認を得るというふうなこともなつておる。それをなぜ入れないか。こういうようなことが問題になつております。そういうような点について意見を伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(林修三君) 第一の点でございますが、この五人の委員会が定数四人にいたしまして、可否同数の場合には議長が決を採るというふうにしたのは余り例がないのではないかと、余り適當でないではないかというふうなお尋ねでありました。これにつきましては、実は公正取引委員会或いは全農選管理委員会と同じような趣旨の規定を設けております。勿論議長が、特別な会長として、初めから委員でない委員も、或いは審議会も沢山ございまして、互選によりまして、而も議長が、互選によりまして、可決可否同数の場合は、何と申しますか、可否同数の場合は、議長がどうにか決めるという例も外にも幾つか例がございます。必ずしも不適當であるとは思ひなかつたわけでございます。尚この点につきましては、自治庁から御説明があると思ひます。

いうことになつたのであらうと考へております。この点につきましても自治庁の方から補足的な説明があると思ひます。こういうふうにした例も外にもないわけではございません。その点は法律上どちらでもよいわけでありま

す。要は會議の内容、或いは會議のやるべき仕事の意味から生れて来ると思ひます。

○委員長(岡本愛祐君) 今の御説明では我々納得ができないのであつて、私共はそういう例も知つておるのです。ただこういう重大な會議でありますから、これが一年とか一年半に調査研究をしなくてはならない。それに国会閉会中に二人欠席者が出て、又欠員が二人出でる。そうして開店休業になつて仕方がないのだから、そういう臨時の、而も期限の切つた仕事をしなければならぬといふときに、こういう補充をする途が開けていなければならぬ。何故かといふことになつたのだらうといふことなんです。

非常に重要な事項を審議する會議でございます。成るべくその委員は兩院の御同意を得た立派な方でやつて頂

く。勿論国会閉会中に欠員が生じた場合に、予め總理大臣で選んでおいて後で兩院の承認を経るという方法もないわけではございませんけれども、その場合は、大体兩院の承認が得られない場合は、当然その委員は罷免しなければならぬと思ふ。その間にやつた仕事につきましても、いろいろ問題も起る。恐らくそういう御配慮からであると思ふのでありますが、こういう制度もいんではいかと私共は考へたわけでございます。

ヴァート行使の件、議長として、委員として二回投票権を行使する。その投票権は同じ意味の投票を二回行使するという御説明であつたのですが、それでよいわけですか。小野政務次官の意見をお聴きしたいのですが。

○政府委員(小野哲君) 西郷さんの御質問にお答えをいたしますが、先程私から御答弁いたしました際にも、議長として投票権がある。議長としてと申しますか、委員としての立場において投票権を持つております。従つて議長の地位に就いた場合におきましても投票権があるのだというふうな説明をいたしましたのであります。従ひまして佐久間課長が、投票権が二個あるというふうなことを申したかと存じますが、これは今法制意見第二局長からお話のありましたようなことで、その点は御承願つたのではないかと存じますが、可否同数の場合において、議長がこれを決するといふ場合も想像されるのでありますけれども、只今申上げましたように、五人の委員のとき、三人までが主として地方の代表から出でるといふふうな点から考へまして、必ずしも可否同数の場合といふものが、必ずしも起ることはなからう。大体そういうような事態は稀であらう。従つて議長として採決するといふような事例も非常に稀ではなからうかと、かように考へておるのであります。これは今局長から説明がありまして附加して申上げるまでもないと思ひますが、二個の投票権を常に行使するといふふうな説明であつたとお聴取になつたと思ひますが、常に議長が二個の投票権を持つておるといふ場合が起るといふのは、私は考へておらないのでありま

す。尙作久間課長から、更に詳細に互つて昨日の答弁につきましての説明をもう一度お聴取願つたら幸いかと思ひます。

○西郷吉之助君 小野政務次官にお伺ひしますが、今の御説明だと、結果においては同じ結果になるのですが、説明の仕方が言葉の綾というのか、そういう点から非常に違つた結果が出て来るのではないのか。私は可否同数のときに、議長たるものは委員として同じ性質の投票権を二回行使するの、それでいいの、かというのを念を押したのですが、今ではその点がはつきりしなかつたのですが、私は委員としてその人が投票をし、最後に同数の場合は、議長において議決権を行使する。そうすると多少意味が違つて来ると思ふ。同じ性質のものではなく、最初の投票は委員としてのヴォートを行つて、次に同数の場合には議長としての議決権を行使することには間違ないが、最後の場合は議決権を行使した。こういうふうなことであると思ひますが、それはどうですか。同じ性質のものを二回使つたのでなく……

○政府委員(小野哲君) 西郷さんにお答えしますが、これはいろいろのケースを考えます。今の西郷さんのようなお考え方で以て行きますと、必ずしも議長が、同じ種類の投票権を常に行使するといふのではなくして、可否同数の場合における議決権と並びに委員としての投票権と申しますか、そういうふうな考え方ができるであらう、私もさうに考えております。

○西郷吉之助君 そういう点で法務府

に伺ひたい。單にこれだけの條文だけではこういう問題が出て来ますから、こういうふうな二回行使するといふような場合には、條文運用の上からも間違のないように、又読む者をして誤りなからしめるために、二回行使する場合には、そういうことを條文に書き入れて置く必要があるのではないかと思ひます。

○政府委員(林修三君) 只今の西郷委員にお答えいたします。今の法文の書き方で申しますと、委員なら委員から、議長が互選されております。それから、議長が委員としての資格において投票ができる。初めから投票ができない。議長については投票ができない。というふうな場合は、特にその旨を規定いたしております。例えば地方自治法にもこの規定があつたと存じますが、そうでない場合は、大体この法律の解釈されるような、この法律においてとられておるような表現によりまして、解釈は只今おつしやいました。念のため規定は実は置いておらないのでございませう。或いは多少そこは将来については、私共の方をいたしまして、御意見を参考をいたしまして考えて見たいと存じます。

○西郷吉之助君 こういう場合には、現にそういうことは非常に論議的になるのですが、この設置法案にも書き入れて置いたらどうですか。この点と申すか。

○政府委員(鈴木俊一君) 西郷さんのいふ／＼仰せになりました点、御尤もだと存じます。が、只今いふ／＼御答弁もございましたように、大体この会

議の議決の仕方、例えば可否同数のときは、議長が決すると特に書いてありますものと、全然そういうことに触れておりませんものと、それから自治法の規定のように、可否同数のときは、議長が決すると、尙議長はその場合には、表決権に加わることができない。こういうふうな三通りのいふ／＼例があるようにございませうが、ここにございませうに、可否同数のときは、議長の決するところによるといふふうに書いてあります場合には、特に特例に書きません限りは、皆この立法例によつておるようでありまして、むしろ逆に、表決権もあるのだということとをここに書き加へますことは、却つて外との権衡上、他の規定にいろいろ累を及ぼす疑ひを起すことになりはしないかといふような感じもいたします。で、このままにして置いて頂いた方がよいのではないかといふふうに考える次第であります。

○西郷吉之助君 さつき冒頭に委員長からも御意見があつたように、又外の委員から御意見もあつたのですが、如何です。僅か五人のうち、委員が何らかの理由によつて欠けたような場合の規定のない、又なくともよいのだといふような御説明もあつたのだが、それは短期間において、非常に重要な仕事をやるべき委員会であるのに、欠けた場合の規定がないといふようなことは、私は法案を審議する道程におきまして、やはり欠けるところがあるといふような感じが強いのですが、連絡行政部としてそういう規定をここに挿入するといふことの可否は、どういふことになりませうか。

○政府委員(鈴木俊一君) 西郷委員の御心配になります点は、誠に御尤もだと存じます。ありますが、先程林局長からのお答えもございましたように、何分非常に重大なる事項を決定いたします非常委員でございませうから、途中におきまして、若しも委員が欠けましたような場合におきまして、政府が予め單獨に選んで置きまして、事後国会の御承認を得ることにいたします。すると、万一御承認を得られなかつた場合におきましては、その委員の参加いたしました従来の委員会の決定をいたしました立法自体につきましても、又事後にこれを調整を加へなければならぬといふようなことが起つて来るかも知れ得ませんので、やはり次に国会が開会せられます時期を待ちまして、欠員が起りました場合にこれを補充するといふ方がよいのではないのか。殊に大体この委員の任期といふものは、法律上予定をいたしてございせんが、大体仕事が一二年なり或いは一年半なりといふようなことでございませうから、少くともその間に通常国会は更に重ねてあることでございませうで、最終的に、委員会が最後の意見を決定いたします際には、欠員の委員も必ず補充せられることと存じますので、それによつて最後の、最終案を作りました、関係方面に勧告をする。こういうことになるかと存じますので、穴が明きました際の措置を直ちにその場で作るようにするがよいのか、或いは事後の補充によりまして、遡つて欠員の時代の案につきまして意見を最終的に決めて出すといふふうにするがよいのか、これは尙論議したいと思います。政府といたしましては、一応今申し上げまし

たような予め補充しないで行くといふ方法で本法案を考えたような次第でございませう。

○西郷吉之助君 今の鈴木連絡行政部長の説明で、意のあるところはよく分りました。が、欠けた場合に、今の御説明では、事後承諾を求めるといふことが一つの点なんです。が、従来旧憲法におきまして、予算なんかについても事後承諾を求める案件といふものがよくありました。併し新憲法下におきましては、そういうふうなことはできるだけ避けるといふふうな方針であると私は思ふのです。今のこの問題につきまして、会議の内容が非常に重要である、而も今の鈴木部長の御説明にもありましたように、事後承諾を求める際に、これを求められなかつた場合もあり得るわけなんです。そういうふうな危険もあります。そういうふうな短期間に非常に重要な仕事を行う委員の場合でありますから、そういうふうな少くとも危険のあるような事後承諾を求めるのだといふふうなことを予想して置いて、そして事後承諾を求めればとにかくそれは逃れ得るといふようなことでなく、殊に新憲法においては、法律の規定の場合にも成るべく明確に法文の上に明記するといふ態度をとつて来ておることは御承知だと私は思ふのです。それなのに事後承諾といふことが一つそこにあります。けれども、そういうふうな方針はあらゆる場合に出来ておると思ひます。そういうふうな建前になつておる以上は、御提出になつておるのですから、政府側としてはこれをいじること

は極力避けたいといふお氣持は分りま

す。

○西郷吉之助君 西郷さんにお

す。併しこれを審議する上からは、そういうふうな事後承諾を求めるというところは適當でない。私は新憲法の精神から言つても、旧憲法にはあつたけれども、そういうふうな事後承諾を求めるというふうなことは、そういうふうなことは悪例であつて、できるだけ避けなくてはならない。今ここに入れても大した問題でないと思ふ。そういうふうなことはやはり万全を期するといふことが法律の上においては必要とやないか。そうじゃないとここに非常に抜け道があり、国会側としても落度があることになる。その点はむしろ政府側が、これを運用する側が落度のないうちに心配して、そういう点を論議するわけで、これをそういうふうな点で以て政府案に難癖を付けるわけではない、これが万全を期する、できるだけ一歩でも完全な法律ができた方がいいといふふうな老婆心から我々論ずるのであつて、その点を、やはりそういうふうな規定があつた方が万全を期し得るといふことは私は確かだと思ふのです。どうですか。

○政府委員(鈴木俊一君) 西郷さんの御心配になりました点も、御尤もだと思ひますが、実はこの点につきましては、当初政府の……速記を止めて下さい。

○委員長(岡本愛祐君) 速記を止め

(速記中止)

○委員長(岡本愛祐君) 速記を始めて下さい。

○島村軍次君 これは各條についてよろしくございますか。

○委員長(岡本愛祐君) よろしくございます。

○島村軍次君 第八條の、「参考人の出頭及び意見を求め」とあります、ところが次に「行政機関若しくは地方公共団体等に対し記録の提出を求める」、こういうことになつておる、参考人等は意見を述べ、地方公共団体、関係行政機関からは記録の提示、こう解してよろしいのでございますか、その点を先ず承つて置きたいと思ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) この点は、参考人と申しますのは、具体的自然人を考へてゐるわけでございまして、そういう自然人の現実の出頭と、口頭の意見を求める、こういう意味であります。それから団体の方につきますのは、いわゆる法人格を持つております団体、地方公共団体等という意味は、そういう意味を含めてゐるわけであり、関係行政機関というものは、関係各省庁等が入つてゐるわけであり、そういうものに對しては、事実で押へてゐるので、団体が意見を言うといふことは、ちよつと当りませんので、記録の提出といふふうにしてゐるわけであり、大体これは地方自治法の、議会の証人の出頭、意見の提出、記録の提出といふような規定と同じようにいたしておる次第であります。

○島村軍次君 法文の意味は分りますが、むしろ関係行政機関或いは公共団体の長から意見を提出することのできるようなことにすることが、本委員会の運営を円滑にし且つその目的の達成に必要ではないかと思ひますが、それに対する御意見を伺ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) これは記録といふ抽象的な言葉で申しておりますが、意見書といふものも記録としてこれは提出を求めることができると思ひます。

○岡田喜久治君 速記をちよつと停止して下さい。

○委員長(岡本愛祐君) 速記を止めて下さい。

午後四時九分速記中止

午後四時二十五分速記開始

○委員長(岡本愛祐君) 速記を始めて下さい。

一つ地方行政の質問は、大体これ以て打切ることになつたと思ひますが……

○西郷吉之助君 五人の委員は、建前としては常勤なんであり、専門調査員は、他に専門調査員ですが、専門調査員が十五名とありますが、予算的に見てそれは全部が非常勤なのであります。第九條の三項では「非常勤とすることが出来る」といふことになつておる。非常勤とすることが出来るのであるが、結果においては、今のお話では専門調査員の全部が非常勤といふことになる、委員の人の手足となつて最も必要な専門調査員の全部が非常勤であるといふことは、これはこの運営の上において支障を来すのじやないか。少くとも十五名のうちで五人ぐらゐは非常勤であつて、十人は常勤といふことの建前であるべきだと思ふのであります。その点はどうですか。

○政府委員(鈴木俊一君) この点は誠に御尤もな御尋ねだと思ふのであります。が、この点も、実は予算には、仰せの通り一応司令部側に提出いたしましたものには、そのような形、非常勤の形になつておるのでございしますが、率直に申上げますと、当初、予算を審議しておりました際と委員会設置法全

体の構想が變つて来たものでございしますから、そこでこの点につきましては、目下努力中ではございしますが、予算の方の調整が直接にとれていない次第であります。若しもこの点がうまく参りませんければ、予算の流用とかというやうな形で、常勤の者につきましての措置を講じなければならぬと思ひますが、こういう措置は、何人かを一体常勤の専門調査員とするかといふことは、やはり行政機関職員定員法の定員とも関係した参りするので、尙政府内部としても目下関係方面並びに関係当局間におきまして連絡、協議中の次第でございします。

○西郷吉之助君 質問がまだあつて、その前に委員長にお願いして置きますが、委員長は、先程質疑はこの法案について今日で大体済ましたといふお考えらしいけれども、私はこれを大體済ます上にはどうしても國務大臣の出席を必要とするのですが、重要な委員会でも継続三回御出席ありませんね。それでこれを打切るわけには行かないのです。委員長において、今日は大臣御出席がないのですから、今日で打切ることなく、この法案について、重要な点は國務大臣に質疑する必要があると、これを希望して置きます。更に伺ひますが、どうも今の専門調査員も、大体この法案を出しになつたのはシャウプの勧告に基いてやられたので、非常に重要な点ですね。御説明を聴いて、非常に重要な点です。又やることも重要な点ですが、この予算的な措置は文書によつても、事務局の職員なんかについても一部しかまだ大蔵省との協定がついていない。そういうふうな事柄であつては、法案がいくらあつて

こういうふうな委員会を作つて見たところで裏付がない、何もなし。事務局の手足すら一部しかできていない。専門調査員も予算的な上から十分常勤の建前をとれないといふことになる、有名無実になりはしないかというふうに思ふのです。私は少くとも國務の多端な折に、而もシャウプ勧告に基いてこういうものを設置する上は、政府としても、その点は國務大臣に伺ひたいのだが、裏付たる予算もつて、而してこれをやらなければ、こういうふうな法案ができておつて設置した。併し裏付たる予算もない。それから事務局の職員も只今申上げたようにとれない。それも十分である。それに専門調査員も、非常に重要な専門調査員が予算的な措置から全部が非常勤であつて、それでは五人の委員が、その五人の委員も数において十分でないと思ふのに、その五人の委員がどうしてこの重要な仕事を完遂できるかといふこととなんです。そうすればこういうものは有名無実のことになるものができてしまつて何にもならないといふことになつて、これだけの予算、本年度並びに來年度の重要な経費の中からそれだけ支出して、中途半端な予算のために、結局これはつまらんものになるといふことになれば、何のためにこういうことをするかといふ根本問題になつて来ると思ふ。そういう点もあり、それから、政務次官にも再三昨日もお願いしてあるのですが、國務大臣には是非御出席を願つて、こういう法案を審議して行きたいのです。どうも政府側も少し熱意を持つて頂かんと、我々も十分審議ができない。私はこの間から國務大臣に出席を求めておるので

が、これを十分に審議する上においては、單に事務当局のみでは十分でない、もう少しこの委員会を尊重されて、そういうことを督促して頂きたいと思ひます。それでないと、我々が如何に熱意を持ってやつても十分の審議が完結しないと思ひます。

○委員長(岡本愛祐君) 西郷君に申し上げますが、先程言葉が足らなかつたかも知れませんが、國務大臣に対する質問は別にしようと思つています。事務当局に対する細かい質問、それを大体今日終つて置きたい。こういうつもりで申上げたのであります。

○岡田喜久治君 今西郷委員のお話の点は、私も多々同感の点があるわけです。やはりなかく微妙な大きな政治問題があると思ひますし、殊に私が先程尋ねた点については、特に又聴きたいと思ふ点もありますから、是非そういうお計らいを願つて置きます。

○委員長(岡本愛祐君) 外に御質疑ございせんか。

○西郷吉之助君 まだ大いにあるのです。細かい点もありますけれども、細かい点は委員会で質問しなくても、大きい根本問題については委員会において十分質疑をしたいと思ふのです。そういうふうな上からも、是非國務大臣に、御多忙ではあつてもここへ出て頂いてやりませんか、どうも工合が悪いのですかね。

○委員長(岡本愛祐君) それは十分出席を申入れておりますから。

○西郷吉之助君 何故出られないのか、私は甚だ遺憾に思ふ。

○委員長(岡本愛祐君) 最後に伺つて置きますが、これは例の国家公安委員会と内閣総理大臣との関係の問題なん

かで大きな問題が起つたのですが、この国家行政組織法第八條第一項の規定に基いて、臨時に総理府の機関として地方行政調査委員会を設置する、こういうふうにある。この総理府の機関としてというはつきりした意味をもつと御説明願ひたい。それで前の第一次案には、総理府に附屬する機関として、とこういうふうに附屬する機関とあつたのですが、それとどう違ふのか。又人事院は内閣の所轄の下に、それから全国選挙管理委員会は内閣総理大臣の所轄の下に、こういうふうないろ／＼書き分けがしてある。こういうことの書き分けと、内閣総理大臣の指揮監督権、それとの関係はどうなるのか、そういうことを書面にして出して頂きたい。これは法務府とよく相談せられて間違ひのないものを出して頂きたい。ではこの程度で今日は散會いたします。

午後四時三十四分散會
出席者は左の通り。

委員長 岡本 愛祐君
理事 岡田喜久治君
委員 鈴木 順一君
三木 治朗君
藤井 新一君
林屋龜次郎君
西郷吉之助君
島村 軍次君
太田 敏兄君

政府委員

地方自治
政務次官 小野 哲君
地方自治庁次長 遠山信一郎君
総理府事務官
(地方自治庁
連綿行政部長) 鈴木 俊一君

法務府事務官
(法制意見
第二局長) 林 修二君